

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

募集要項

令和8年4月

大 牟 田 市

荒 尾 市

目 次

第1章	本書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者の名称	2
4.	事業の目的	2
5.	事業方式	2
6.	対象施設及び対象業務	2
7.	事業期間	4
8.	事業のスケジュール	4
9.	本事業におけるサービスの範囲と水準	4
10.	提供されるサービスに対する対価の支払い	4
11.	遵守すべき関係法令	4
第3章	プロポーザル参加に関する条件	5
1.	用語の定義	5
2.	参加者の構成等	5
3.	参加者の資格要件	5
4.	参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	7
5.	見積上限額	8
6.	入札保証金	8
第4章	プロポーザルの実施スケジュール等	9
1.	スケジュール等	9
2.	募集の手続き	11
3.	プロポーザルに関する留意事項	13
第5章	受託事業者の決定	15
1.	最優秀提案者の決定	15
2.	契約手続き	15
第6章	その他	18
1.	必要事項等の追加	18
2.	募集に際し使用する言語、単位及び通貨	18
3.	選定事業者を構成する法人の名称の公表	18

【募集要項別添資料】

添付書類（1）業務要求水準書

添付書類（2）事業者選定基準

添付書類（3）提出書類作成要領及び様式集

添付書類（4）基本契約書（案）

添付書類（5）業務委託契約書（案）

第1章 本書の位置づけ

大牟田市及び荒尾市（以下「両市」という。）は、平成21年5月から実施している「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」が、令和9年3月31日に完了するのにあたり、大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業（以下「本事業」という。）を令和9年4月1日より開始することを予定している。

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、本事業を実施する事業者（以下「受託事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、参加希望者を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。

- 添付書類（1）業務要求水準書
- 添付書類（2）事業者選定基準
- 添付書類（3）提出書類作成要領及び様式集
- 添付書類（4）基本契約書（案）
- 添付書類（5）業務委託契約書（案）

本事業は、令和7年7月10日に実施方針（以下、当該実施方針に対する質問回答を含んで「実施方針」という。）を公表して以降、同年11月7日に公告書類に対する質問回答書（以下「令和7年11月7日付質問回答書」という。）を公表する等したが、令和8年1月9日をもって、参加希望者なしのため中止となった。これを受け、今般改めて公募手続きを開始するに至ったものである。

本事業の基本的な考え方については実施方針と同様であるが、事業を実施するにあたっての詳細条件等については若干の修正を加えているため、今般新たに公表された募集要項等の内容を踏まえ、参加希望者は応募に必要な書類を提出するものとする。

募集要項等と実施方針及び令和7年11月7日付質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針及び令和7年11月7日付質問回答書によることとする。

第2章 事業の概要

1. 事業名称

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

- (1) 共同浄水場
- (2) 共同浄水場外施設
 - ① 上の原浄水場
 - ② 荒尾市中央水源地
 - ③ 大牟田市水道施設

3. 公共施設等の管理者の名称

大牟田市企業管理者

荒尾市企業管理者

4. 事業の目的

本事業は、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行う共同浄水場及び共同浄水場外施設の維持管理を実施すること、また、本事業は、共同浄水場新設より 16 年目以降の 15 年間に事業期間としており、この間の共同浄水場の維持管理業務に基づく、共同浄水場既存設備の更新計画の立案と、同計画に基づく設計及び工事等業務を行うものである。

5. 事業方式

本事業は、共同浄水場及び共同浄水場外施設の維持管理業務、共同浄水場既存設備の更新計画の立案と、同計画に基づく設計及び工事等業務を一括して委託するものである。

両市は共同浄水場について水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託（以下「第三者委託」という。）し、受託事業者は、受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転及び保守点検等）を行う。

また、共同浄水場外施設の維持管理業務については、法定外委託とする。

6. 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

(1) 対象施設

(ア) 共同浄水場

(イ) 共同浄水場外（水質監視装置等）

上の原浄水場

荒尾市中央水源地

(ウ) 共同浄水場外（大牟田市単独分）

清 里 水 源 …… 井戸 9 箇所及び清里総合ポンプ場

（2 井は運転監視制御・点検、7 井は点検のみ）

配 水 池 …… 延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池の 4 箇所

ポ ン プ 場 …… 水源センター、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場及び稲荷山団地ポンプ場の 4 箇所

水質モニター …… 藤田町、四山、南部浄化センター、龍湖瀬及び四箇湯谷の 5 箇所

そ の 他 …… 稲荷山配水施設、BC 区減圧弁、今山減圧弁、大正流調局の 4 箇所

(2) 対象業務（以下「本業務」という。）

(ア) 共同浄水場維持管理業務

a 運転管理業務

b 保守点検業務

（共同浄水場の運転管理に関わる上の原浄水場及び荒尾市中央水源地における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検も含む。）

c 水質管理業務

d 修繕業務

e 消耗品調達管理業務

f 膜交換等業務

g 薬品調達管理業務

h 光熱水燃料調達管理業務

i 浄水ケーキ有効利用業務

j 見学対応業務

k 保安業務

l 植栽管理業務

m 清掃業務（施設清掃含む）

n 災害及び事故対策業務

o 事業終了時の引継ぎ業務

(イ) 共同浄水場外施設維持管理業務

a 運転管理業務

b 保守点検業務

（遠方監視制御設備の子局の保守点検を含む。）

c 消耗品調達管理業務

d 薬品調達管理業務（清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素酸ナトリウム）

e 燃料調達管理業務（四箇ポンプ場の自家発電設備の燃料及び黒崎団地加圧ポンプ場の非常用エンジンの燃料）

f 保安業務

g 植栽管理業務

h 清掃業務（配水池内の清掃は含まない）

i 場外残留塩素等検査業務（大牟田市）

j 事業終了時の引継ぎ業務

(ウ) 共同浄水場既存設備更新業務

a 長期更新計画策定業務

b 設計業務

c 工事等業務

7. 事業期間

本事業は、業務委託契約締結の翌日から令和 24 年 3 月までを事業期間とする。なお、令和 9 年 3 月末日までは事業引継ぎ期間であり、受託事業者へのサービス対価の支払いは行わない。

8. 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の予定である。

- (ア) 基本契約の締結 令和 8 年 12 月
- (イ) 業務委託契約の締結 令和 8 年 12 月以降
- (ウ) 事業引継期間 契約締結の翌日～令和 9 年 3 月
- (エ) 維持管理期間 令和 9 年 4 月～令和 24 年 3 月

9. 本事業におけるサービスの範囲と水準

受託事業者は、事業期間にわたり、添付書類（1）業務要求水準書に示す水準を確保するものとする。

10. 提供されるサービスに対する対価の支払い

両市は、基本契約書、業務委託契約書に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

11. 遵守すべき関係法令

受託事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第3章 プロポーザル参加に関する条件

1. 用語の定義

- 参加者 : 本プロポーザルに応募する企業をいう。
- 参加企業 : 参加者のうち、単独に応募する企業をいう。
- 参加グループ : 参加者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。
- 構成企業 : 参加グループを構成する企業等をいう。
- 代表企業 : 構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。
- 最優秀提案者 : 「大牟田市企業局 大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業業務委託者審査委員会」(以下「委員会」という。)の審査において総合評価点が最も高い点数の提案を踏まえ、両市が決定した参加企業又は参加グループをいう。
- 選定事業者 : 最優秀提案者と交渉の結果、両市が本事業の契約の相手方に決定した参加企業又は参加グループをいう。
- 受託事業者 : 両市と本事業の業務委託契約を締結し、本事業を実施する事業者をいう。

2. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 参加者は、参加企業又は参加グループのいずれも可とする。
- (2) 参加グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。参加グループは、構成企業の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の確認申請及び参加手続きを行う。
- (3) 参加者は、共同浄水場既存設備の更新計画の立案及び更新工事の設計等を行う企業(設計企業)、共同浄水場既存設備の更新工事を行う企業(工事企業)並びに本事業の対象施設の維持管理業務を行う企業(維持管理企業)を含む企業により構成されるSPC(第5章 2.(1)において定義する。以下同じ。)を組成する。
- (4) 参加グループは、参加表明書により、代表企業及びその他の構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて参加資格確認申請書を提出するものとする。
- (5) 代表企業の変更は認めない。
- (6) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、両市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- (7) 参加企業及び参加グループの構成企業は、他の参加企業及び参加グループの構成企業となることはできない。
- (8) 構成企業全てがSPCに出資するものとする。

3. 参加者の資格要件

(1) 共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当し

ない者であること。

- ② 「大牟田市指名停止等措置要綱」及び「荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 参加資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がある者でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- ⑦ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者でないこと。
- ⑧ 本事業の事業者選定支援業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る参加者の一員となることはできない。
本事業にかかる両市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
・三浦法律事務所
- ⑨ 本事業の審査委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

（2）各企業の資格要件

参加者は、本事業を行うものとして、以下の①から③の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

① 設計企業

ア 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。

イ 国内において、日量5千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績、および計画給水人口5万人以上の事業体におけるアセットマネジメント検討に基づく水道施設更新計画策定業務実績を有すること。

② 工事企業

ア 両市いずれかの令和7年度競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。

イ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、及び電気工事について1,000点以上であること。

③ 維持管理企業

ア 国内において、日量1万m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理が5年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績、及び排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。

イ 水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上、受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、共同浄水場に専任で常駐（平日日中勤務とする）すること。

4. 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

(1) 代表企業の変更は認めない。

(2) 参加資格確認基準日から参加資格確認申請書提出日までの間に構成企業が参加資格要件を喪失した場合

① 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日とする。

② 参加資格確認基準日から参加確認申請書提出日までの間に構成企業が第3章3.の資格要件を欠くに至った場合、本プロポーザルに参加することができない。ただし、第3章3.の資格要件に該当する構成企業と変更し本プロポーザルに参加することを認めるものとする。

(3) 参加確認申請書提出日から最優秀提案者決定日までの間に構成企業が参加資格要件を喪失した場合

① 参加確認申請書提出日以降に構成企業が第3章3.の資格要件を欠くに至った場合、両市は最優秀提案者決定の審査対象から除外する。ただし、第3章3.の参加資格要件に該当する構成企業と変更し審査対象とすることを認めるものとする。

(4) 最優秀提案者決定日から業務委託契約の締結日までの間に構成企業が参加資格要件を喪失した場合

- ① 最優秀提案者決定日から業務委託契約の締結日までの間に構成企業が第3章3.の資格要件を欠くに至った場合であっても、両市が認めた場合においては、当該グループは失格とならず、当該事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする

5. 見積上限額

本事業の見積金額の限度額は、金 11,813,126,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

6. 入札保証金

入札保証金は免除する。

第4章 プロポーザルの実施スケジュール等

1. スケジュール等

(1) スケジュール

実施事項	日程
募集要項等の公表（公告）	令和8年4月22日（水）
募集要項等に関する質問の受付開始	令和8年4月22日（水）
現地見学	令和8年4月23日～8月28日の随時
募集要項等に関する質問の受付締切	令和8年6月5日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和8年7月3日（金）
参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限	令和8年7月24日（金）
参加資格確認結果の通知	令和8年8月7日（金）
提案書類の受付	令和8年9月11日（金）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年10月下旬
最優秀提案者決定・公表	令和8年11月上旬
基本契約及び業務委託契約の締結	令和8年12月以降

(2) 現地見学

ア 開催日時 募集要項等の公表の翌日から令和8年8月28日（金）までの平日
（10時から16時まで）

イ 場 所 下表に示すとおりである。

名 称		住 所		
共同浄水場		大牟田市臼井新町1丁目36番地1		
共同 浄水 場外	上の原浄水場	玉名市石貫740番地		
	荒尾市中央水源地	荒尾市増永1903		
	大牟 田市 水道 施設	清里水源	1号取水井	荒尾市大字牛水144-2、3
			2号取水井	荒尾市大字牛水1830
			3号取水井	荒尾市大字水野704-1
			4号取水井	荒尾市大字水野110-1
			6号取水井	荒尾市大字水野187
			7号取水井	荒尾市大字水野240-1
			9号取水井	荒尾市大字水野187
			10号取水井	荒尾市大字水野79
			11号取水井	荒尾市大字水野45
清里総合ポンプ場		荒尾市大字水野45		
水源センター		荒尾市大島町4丁目1714-1		

	延命配水池	大牟田市昭和町 144
	勝立配水池	大牟田市大字櫛野字鈴ヶ字土 3207-7
	甘木配水池	大牟田市大字甘木 1203
	四箇配水池	大牟田市大字四箇字峠 2-1、2-5
	稲荷山配水施設	大牟田市大字上内 3668-1073
	稲荷山団地ポンプ場	大牟田市大字岩本 2857-91
	四箇ポンプ場	大牟田市大字上内字養徳寺 1559-1
	黒崎団地加圧ポンプ場	大牟田市大字岬 1969-4
	水質モニター（藤田町）	大牟田市藤田町 175-4
	水質モニター（四山）	大牟田市四山町 80-41
	水質モニター （南部浄化センター）	大牟田市岬町 1-14
	水質モニター（龍湖瀬）	大牟田市龍湖瀬町 40-12
	水質モニター（湯谷）	大牟田市大字四ヶ 1486-7
	BC 区減圧弁	大牟田市大字橘地内
	今山減圧弁	大牟田市大字今山日渡 4220 番地 4
	大正流調局	大牟田市港町 1-3
	高田中継ポンプ場	みやま市高田大字原 1081-6

ウ 見学申込方法

見学希望者のうち、敷地内への立ち入りを希望する者は、現地見学参加申込書（様式 V-1）に必要事項を記入の上、見学希望日の 7 日前までに「第 4 章 2.（9）問合せ先」に電子メールで申込むこと。参加人数の制限は設けない。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。また、各施設を敷地外から見学することは自由とする。

（3）募集要項等に関する質問書の提出

- ① 提出期間 令和 8 年 4 月 22 日（水）から令和 8 年 6 月 5 日（金）17 時まで
- ② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式 V-2）に記入の上、「第 4 章 2.（9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

また、令和 7 年 11 月 7 日付質問回答書は、募集要項等によって内容が変更されている場合を除き、引き続き有効であるものとする。

（4）募集要項等に関する質問への回答

- ① 公表日 令和 8 年 7 月 3 日（金）予定
なお、質問への回答は随時行うこともある。
- ② 公表方法

募集要項等に関する質問への回答は、両市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

大牟田市ホームページの URL

<https://www.city.omuta.lg.jp/list01157.html>

荒尾市のホームページの URL

<http://www.city.arao.lg.jp/index.html>

(5) 参考資料の公表

募集要項以外の参考資料等を公表する場合は、上記(4)に示すホームページを通じて案内を行う。

2. 募集の手続き

(1) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

参加者は、参加表明書と共に「第3章3. 参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、参加資格確認申請書等を下記のとおり提出すること。

① 提出書類

添付資料(3) 提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送(書留)による。

ア 持参による場合

令和8年7月24日(金)17時までに下記「(9) 問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、令和8年7月24日(金)の17時必着で提出のこと。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った参加者の代表者に対して、令和8年8月7日(金)までに両市から書面により通知する。

(3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないとされた参加者は、両市に対して、参加資格の確認結果に関する説明の要求書(様式V-4)により、説明を求めることができる。両市は、説明を求めた参加者の代表者に対して、書面により回答する。

① 提出書類

添付資料(3) 提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送(書留)による。

ア 持参による場合

令和8年8月18日（火）17時までの間に下記「(9) 問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、令和8年8月18日（火）の17時必着で提出のこと。

(4) 参加の辞退

両市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合には、参加時の提出書類提出期限日までに参加辞退届（様式V-3）を持参により提出すること。

(5) 参加時の提出書類

参加資格を有する旨の通知を両市より受けた参加者は、下記に示す参加書類一式を次のとおり、提出することとする。

① 提出書類

添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

令和8年9月11日（金）17時までの間に下記「(9) 問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、令和8年9月11日（金）の17時必着で提出のこと。

(6) 費用の負担

プロポーザル参加に係る費用については、全て参加者の負担とする。

(7) 参加申請時の提出書類の取扱い

① 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、両市は、本事業の公表及びその他両市が必要と認める場合、最優秀提案者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で最優秀提案者以外の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

③ 参加申請時の提出書類の使用等

選定事業者となった参加者から提出された提案書は返却しない。それ以外の参加者から提出された提案書はすべて返却する。

④ 公文書開示請求が行われた場合の措置

公文書開示請求が行われた場合には、当該参加者の同意を得たのち、提案書の公表を行う。

(8) 両市の提供する資料の取扱い

参加者（参加を辞退した者も含む。）は、両市が提供する資料を本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 問合せ先

大牟田市企業局 施設課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

FAX 0944-41-2842

電子メール e-houkatu01@city.omuta.fukuoka.jp

3. プロポーザルに関する留意事項

(1) 公正なプロポーザルの確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本募集要項等に定めるもののほか、大牟田市契約規則、荒尾市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(2) 参加時の提出書類の書換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における参加時の提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 参加資格のない者が応募したとき
- ② 提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ③ 提出書類に虚偽の記載のあるもの
- ④ 見積書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ⑤ 見積書記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ⑥ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑦ その他不相当と認めるもの

(4) プロポーザルの成立

プロポーザルは、参加者が1者となった場合も行うことができる。

(5) プロポーザルの中止等

両市が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止、延期、又は取消すことがある。

第5章 受託事業者の決定

1. 最優秀提案者の決定

(1) 参加書類の審査

参加書類の審査は、学識経験者等で構成する「大牟田市企業局 大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業業務委託者審査委員会」（以下「委員会」という。）が、あらかじめ定めた添付書類（2）事業者選定基準に基づき、最優秀提案を選定する。

(2) 委員会の委員等

委員会の委員は、次のとおりである。

なお、参加者が最優秀提案者決定前までに、本事業について委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

（委員長）	堤 行彦	福山市立大学	名誉教授
（委員）	並木 武史	日本水道協会	工務部技術課 担当課長
（委員）	川崎 智寛	株式会社川崎会計代表取締役	公認会計士・税理士
（委員）	松永 伸一	大牟田市企業局	局長代理
（委員）	富安 啓二	荒尾市企業局	局長兼総務課長

(3) 参加書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング

両市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、参加者によるプレゼンテーション及び提案内容に対するヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの実施時期は、令和8年10月下旬（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に代表者に通知することとする。

(4) 最優秀提案者の決定

両市は委員会の最優秀提案の選定を踏まえ、最優秀提案者を決定する。詳細は、事業者選定基準に示す。

(5) 審査結果及び評価の公表

両市は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに参加者に対して通知するとともに、両市のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 契約手続き

(1) 特別目的会社の設立

選定事業者は、本事業を実施するため、業務委託契約の締結前までに、本事業を実施する事業者である特別目的会社（以下「SPC」という。）として、会社法（平成17年法律第86

号) に定める株式会社を設立する。S P Cの登記上の本店所在地は、福岡県大牟田市若しくは熊本県荒尾市とする。選定事業者の構成企業は、全員出資を行うこととし、当該参加グループ以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

また、S P Cの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に両市の承諾を得なければならない。

なお、S P Cとする既存の会社における定款に記載された事業目的が本事業の目的に合致しており、かつ、参加企業及び参加グループの構成企業のうち出資予定企業全てが当該会社の本議決権株主であるとともに、それ以外の者が本議決権株主となっていないときは、選定事業者が新たにS P Cを設立することを求めない。

① 出資金の下制限

出資金は、本事業開始までに1,000万円以上とし、維持管理期間中これを維持する。

② 事業計画書の提出

S P Cは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画書を両市に提出する。

③ 財務書類等の提出

S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P Cが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に両市に提出する。また、S P Cは、S P Cの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に両市に提出する。なお、当該株主が株式上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第13条及び第14条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出する。

(2) 基本契約の締結

両市と選定事業者は「基本契約書」により基本契約を締結する。

(3) 業務委託契約の締結

両市とS P Cは、「業務委託契約書」により業務委託契約を締結し、受託事業者に決定する。

(4) 契約等の解釈 について疑義が生じた場合における措置

基本契約、業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、両市と選定事業者及びS P Cは、誠意をもって協議する。

(5) 次順位者との交渉

両市は、選定事業者が基本契約及び業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加企業又は参加グループのうち、順位が上位であった者から本事業の委託について交渉を行うことができる。

(6) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て参加者の負担とする。

(7) 契約保証金

S P Cは、業務委託契約書（案）に定める事業期間中に両市が支払う各年度の委託費の100分の10以上の額を事業期間における契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、業務委託契約書（案）を参照のこと。

第6章 その他

1. 必要事項等の追加

本書に定める事項以外にプロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては両市のホームページを通じて、また参加資格確認結果の通知後においては代表企業宛に各々通知する。

2. 募集に際し使用する言語、単位及び通貨

募集に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律51号）に定めるもの、通貨は円とする。

3. 選定事業者を構成する法人の名称の公表

両市は、選定事業者決定後まで、選定事業者の構成企業の名称を公表しないことができるものとする。